

平成 29 年 7 月 27 日

受益者の皆様へ

ピクテ投信投資顧問株式会社

「ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド(毎月決算型)」(愛称:ユーロ・セレクト)  
投資信託約款変更(決定)のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では追加型証券投資信託「ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド(毎月決算型)」(以下「当ファンド」といいます。)の投資信託約款の変更につきまして、平成 29 年 6 月 19 日現在(異議申立基準日)の受益者の皆様を対象とし、平成 29 年 6 月 19 日から平成 29 年 7 月 25 日までの間、異議申立ての受付を行いました。

この結果、異議申立てをされた受益権口数は、異議申立基準日の受益権総口数の 2 分の 1 を超えませんでした。したがって、当ファンドは当初の予定どおり平成 29 年 12 月 16 日をもって投資信託約款の変更が適用されることが決定いたしましたのでお知らせいたします。

受益者の皆様からの日頃のご愛顧に対しまして心より御礼を申し上げますと共に、今後ともより一層のお引き立てを賜りますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

敬 白

<ご参考>

投資信託約款の新旧対照表(案)

(下線部分            は変更箇所を示します。)

変更後	変更前
(信託期間) 第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成34年1月14日までとします。	(信託期間) 第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第56条第1項、第57条第1項、 <u>第58条第1項および第60条第2項の規定による信託終了または信託契約解約の日</u> までとします。
( <u>信託期間の延長</u> ) 第62条の1の2 <u>委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。</u>	<新設>

以上